

令和6年2月20日

福井商工会議所 会頭 殿

## 賃金引上げに向けた取組に係る要請書

平素は、労働基準行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

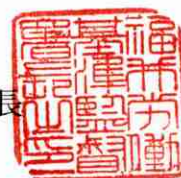
さて、政府においては、成長と分配の好循環を実現するために、地域経済の雇用を支える中小企業等が適切に価格転嫁を行い、適正な利益を得られるよう、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、環境整備を行っております。

労働基準監督署においても、労働条件向上相談窓口を設置し、各事業場における労働基準関係法令の遵守や賃金引上げに向けた労働環境の自主的な改善の促進に向けて、その労働環境の実情に応じたきめ細やかな支援等を行っております。

貴団体におかれましては、これまでも、労働基準行政の各施策に格別の御協力を賜ってきたところですが、改めて、賃金引上げに向けた取組の趣旨を御理解いただき、別添1の業務改善助成金なども御活用いただき、別添2の賃上げ促進税制も御参考にいただき、会員事業場における労働者の賃金引上げについても、御検討いただくようお願い申し上げます。

なお、令和5年の福井労働基準監督署管内(福井市、あわら市、坂井市、永平寺町)で発生した労働災害においては、転倒災害が最も多く発生している災害であり、仕事に追われる年度末は、転倒災害のリスクが高くなっておりますので、会員事業場における労働者の労働災害防止に関する周知啓発についても、御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

福井労働基準監督署長



# 設備投資をお考えの事業主の皆さま!

生産性を上げて、最低賃金を引き上げ!

## 令和5年度「業務改善助成金」

いますぐ、ご確認ください

### 対象になる事業場

- 中小企業・小規模事業者であること
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が**50円以内**であること  
福井県の場合は **981円以下 (R5.10.1~)**
- 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

### 支給の要件

- 賃金引上げ計画を策定し、一定額以上引き上げること
- 引き上げ後の賃金額を支払うこと
- 生産性向上に役立つ機器・設備などを導入して業務改善を行い、その費用を支払うこと

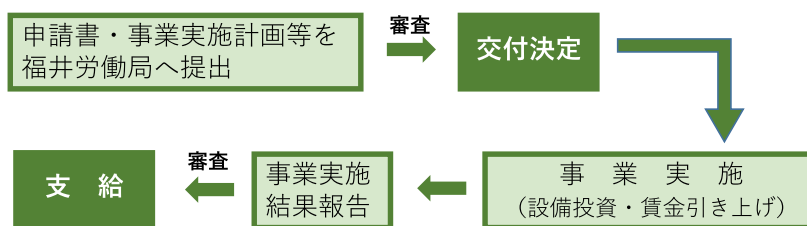
### 概要

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。**\*年度内に2回の申請も可能です。**

【設備投資等】 機器・設備の導入、経営コンサルティングなど

(生産量要件※1 または 物価高騰等要件※2 に該当する場合は、特例としてパソコン、スマホ、タブレットの新規購入及び乗車定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の自動車等も助成対象として認められます。)

### 手続きの流れ



令和6年2月1日以降にご申請いただく皆さまへ

事業完了予定期日は令和6年4月1日から令和7年2月28日までの間で設定いただきます。

交付決定は令和6年度内(※)となりますので、令和5年度内に設備導入等を実施しないようご注意ください。 ※令和6年度予算の成立を前提とします。

区分	賃金を引き上げる労働者数・助成上限額 (下段は、事業場規模30人未満の事業者のみ対象)				
	1人	2~3人	4~6人	7人以上	10人以上※
30円コース	30万円	50万円	70万円	100万円	120万円
	60万円	90万円	100万円	120万円	130万円
45円コース	45万円	70万円	100万円	150万円	180万円
	80万円	110万円	140万円	160万円	180万円
60円コース	60万円	90万円	150万円	230万円	300万円
	110万円	160万円	190万円	230万円	300万円
90円コース	90万円	150万円	270万円	450万円	600万円
	170万円	240万円	290万円	450万円	600万円

【助成率】 ( )内は生産性要件を満たした場合

申請事業場の事業場内最低賃金が、

**900円未満 → 9/10**

**900円以上950円未満 → 4/5 (9/10)**

**950円以上 → 3/4 (4/5)**



申請様式等、詳しくはコチラ



※ 10人以上の上限額区分は、申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者、生産量要件または物価高騰等要件に該当する事業者が選択できます。

※1 生産量要件: 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高や生産量などの事業活動を示す指標の最近3か月間の平均値が、前年、前々年または3年前同期に比べ、15%以上減少している事業者をいいます。

※2 物価高騰等要件: 原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、最近3か月間のうち任意の1月における売上高総利益率又は売上高営業利益率が、前年同月に比べ3%ポイント低下している事業者をいいます。

### 福井県内での

### 「活用事例」



### 【食品製造業】受注接客販売をDX化

導入前	店舗での接客販売と電話注文により菓子の販売を行っていた
導入後	<ul style="list-style-type: none"> <li>「受注管理システム」を導入し、受注機能のあるホームページを作成した</li> <li>ネット注文が可能となり、顧客対応の時間を短縮することができた</li> <li>ネット上で集客が可能になり、売上も増加した</li> <li>従業員の負担軽減につながり、環境改善が図られた</li> </ul>

裏面へつづく

### 【サービス業】 勤怠管理システムの導入

導入前	手作業でデータ入力を行っていた
導入後	<ul style="list-style-type: none"><li>➤データ処理が格段に速くなった</li><li>➤出退勤の打刻漏れが無くなった</li><li>➤勤怠管理や給与計算に使っていた時間を他の業務に費やすことができるようになった</li></ul>

### 【飲食業】 セルフオーダーシステムの導入

導入前	ホールスタッフが注文を取っていた
導入後	<ul style="list-style-type: none"><li>➤注文から料理提供までのスピードが速くなり顧客の回転率がアップした</li><li>➤メニューや料理説明の多言語表示が可能となり外国人の顧客への対応がスムーズに行えるようになった</li></ul>

### 【宿泊業】 セルフ決済システムの導入

導入前	チェックアウト時にフロントが込み合っていた
導入後	<ul style="list-style-type: none"><li>➤フロントの混雑が解消された</li><li>➤フロント業務の繁忙時に人員を集中させるためのシフト調整が不要となった</li></ul>

### 【サービス業】 POSレジシステムの導入

導入前	清算機能のみを有するレジを使用していた
導入後	<ul style="list-style-type: none"><li>➤セールなどの割引の際、毎回、手入力する必要が無くなり、清算ミスも減少した</li><li>➤顧客のレジ待ち時間が短縮した</li></ul>

### 【建設業】 フォークリフトの導入

導入前	資材の運搬積み下ろし作業を既存のフォークリフトと手作業で行っていた
導入後	<ul style="list-style-type: none"><li>➤複数台のフォークリフトを同時に稼働することで作業時間が大幅に短縮した</li><li>➤手作業での資材の積み下ろし作業が軽減された</li></ul>

### 【卸売業】 WEB会議システムの導入

導入前	本社と工場が同一敷地内に無いため、会議をする場合、お互いに行き来していた
導入後	<ul style="list-style-type: none"><li>➤オンラインで会議ができるため、お互いに行き来する必要が無くなった</li><li>➤打ち合わせ画面の保存や共有が可能となり、より質の高い会議ができるようになった</li></ul>

### 【医療福祉業】 リフト付き特殊車両の導入

導入前	車椅子対応ができる車両が不足していた
導入後	<ul style="list-style-type: none"><li>➤リフト付き特殊車両を導入し、車椅子が必要な利用者の送迎時間が短縮した</li><li>➤送迎時の人員の削減、作業能率が向上し、時間の有効活用が可能になった</li></ul>

### 【小売業】 専門家による業務フローの見直し

導入前	社内独自の方法により業務を行っていた
導入後	<ul style="list-style-type: none"><li>➤専門家による指導・研修を受ける</li><li>➤現状把握から改善方法の提案を受ける</li><li>➤ムダの削減により収益アップにつながり、従業員のスキルも向上した</li></ul>

### 【飲食業】 食器洗浄機の導入

導入前	手作業で行っていた
導入後	<ul style="list-style-type: none"><li>➤洗浄・消毒を機械化した</li><li>➤洗浄時間が大幅に短縮された</li><li>➤時間に余裕ができ、接客対応の向上がみられ、回転率も上がった</li></ul>

### 【サービス業】 除雪機を導入

導入前	人力により事務所周辺の除雪を行っていた
導入後	<ul style="list-style-type: none"><li>➤手作業で行っていた除雪作業時間が大幅に短縮した</li><li>➤従業員への身体的負担が軽減された</li></ul>

<お問い合わせ先> 業務改善助成金 コールセンター TEL 0120-366-440	<申請先> 福井労働局雇用環境・均等室 福井市春山 1-1-54 TEL 0776-22-0221	<賃金引上げに向けたワンストップ無料相談窓口> ふくい働き方改革推進支援センター 福井市西木田 2-8-1 TEL 0120-14-4864
---	--	---



# 賃上げに取り組む経営者の皆様へ

～政府は、賃上げに取り組む企業・個人事業主を応援します～

## 賃上げ促進税制を強化！

【大企業・中堅企業】問合せ先：経済産業省 経済産業政策局 産業人材課 03-3501-1511（内線 2671）

全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大35%**を税額控除※1

【中小企業】問合せ先：中小企業庁 企画課 03-3501-1511（内線 5231）

全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大45%**を税額控除※1

<適用期間：令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度>

（個人事業主は、令和7年から令和9年までの各年が対象）

必須要件（賃上げ要件）

上乗せ要件①  
教育訓練費※2

上乗せ要件②（新設）  
子育てとの両立・女性活躍支援

・適用対象：青色申告書を提出する全企業又は個人事業主※3

継続雇用者の 給与等支給額（前年度比）	税額控除率※1
+ 3%	10%
+ 4%	15%
+ 5%（新設）	20%
+ 7%（新設）	25%

前年度比 + 10%  
⇒ 税額控除率を  
5%上乗せ

プラチナくるみん  
or  
プラチナえるぼし  
⇒ 税額控除率を 5%上乗せ

大企業向け

・適用対象：青色申告書を提出する従業員数2,000人以下の企業又は個人事業主※4

（その企業及びその企業との間にその企業による支配関係がある企業の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）

継続雇用者の 給与等支給額（前年度比）	税額控除率※1
+ 3%	10%
+ 4%	25%

前年度比 + 10%  
⇒ 税額控除率を  
5%上乗せ

プラチナくるみん  
or  
えるぼし三段階目以上  
⇒ 税額控除率を 5%上乗せ

中堅企業向け（新設）

・適用対象：青色申告書を提出する中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主

全雇用者の 給与等支給額（前年度比）	税額控除率※1
+ 1.5%	15%
+ 2.5%	30%

前年度比 + 5%  
⇒ 税額控除率を  
10%上乗せ

くるみん以上  
or  
えるぼし二段階目以上  
⇒ 税額控除率を 5%上乗せ

中小企業向け

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の**5年間の繰越しが可能**※5（新設）

※1 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給額の増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。

※2 教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度の全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。

※3 「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上」又は「従業員数2,000人超」のいずれかに当てはまる企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出を行うことが必要。それ以外の企業は不要。

※4 資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。

※5 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

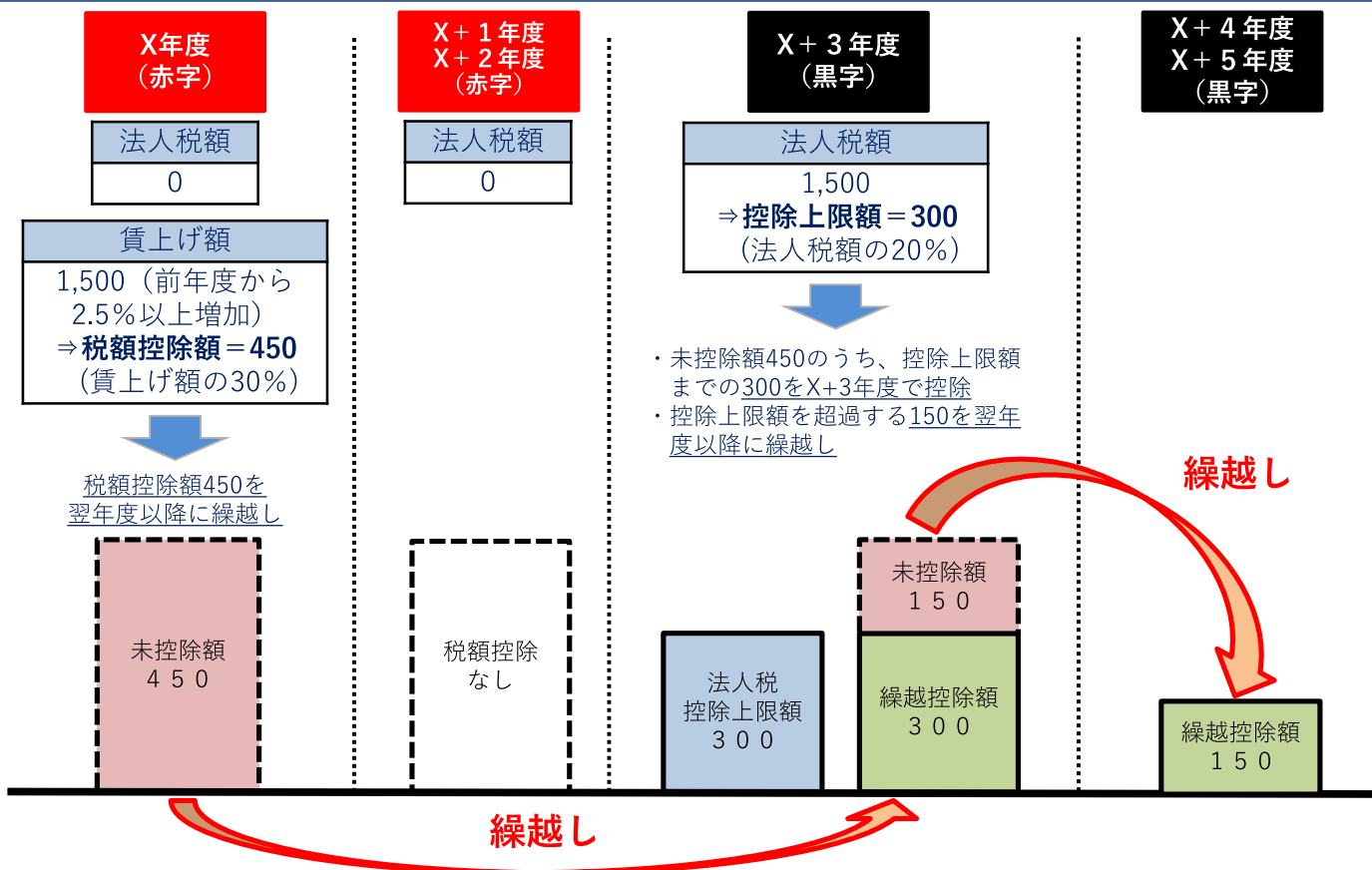
大企業向け  
中堅企業向け  
はこちら

中小企業向け  
はこちら



# 繰越控除措置のイメージ

中小企業は、要件を満たす賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能となりました。



## 用語の説明

### 給与等支給額

国内雇用者（法人又は個人事業主の使用人のうちその法人又は個人事業主の国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者を行います。パート、アルバイト、日雇い労働者も含まれますが、使用人兼務役員を含む役員及び役員の特典関係者、個人事業主と特殊の関係のある者は含まれません。）に対する給与等（俸給・給料・賃金・歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与（所得税法第28条第1項に規定する給与所得）をいいます。退職金など、給与所得とならないものについては、原則として給与等に該当しません。）の支給額をいいます。ただし、給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除します。

### 継続雇用者の給与等支給額 【大企業向け・中堅企業向け】

継続雇用者（前事業年度及び適用年度の全ての月分の給与等の支給を受けた国内雇用者であって、前事業年度及び適用年度の全ての期間において雇用保険の一般被保険者であり、かつ前事業年度及び適用年度の全てまたは一部の期間において高年齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象となっていない者を指します。）に対する給与等支給額をいいます。

### 教育訓練費

国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用のうち一定のものをいいます。具体的には、法人が教育訓練等を自ら行う場合の費用（外部講師謝金等、外部施設使用料等）、他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用（研修委託費等）、他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用（外部研修参加費等）などをいいます。

### 子育てとの両立・女性活躍支援

プラチナくるみん認定・くるみん認定、プラチナえるぼし認定・えるぼし認定の取得方法や概要については、厚生労働省HPを御確認ください。

プラチナくるみん認定  
くるみん認定  
はこちら



プラチナえるぼし認定  
えるぼし認定  
はこちら



### 中小企業者等 【中小企業向け】

青色申告書を提出する者のうち、以下に該当するものを指します。

#### (1) 以下のいずれかに該当する法人

（ただし、前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人は本税制適用の対象外）

##### ① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人

ただし、以下の法人は対象外

- 同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）から2分の1以上の出資を受ける法人
- 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

##### ② 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人

#### (2) 協同組合等（中小企業等協同組合、出資組合である商工組合等※）

※協同組合等に含まれる組合は、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、出資組合である生活衛生同業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合並びに森林組合連合会です。